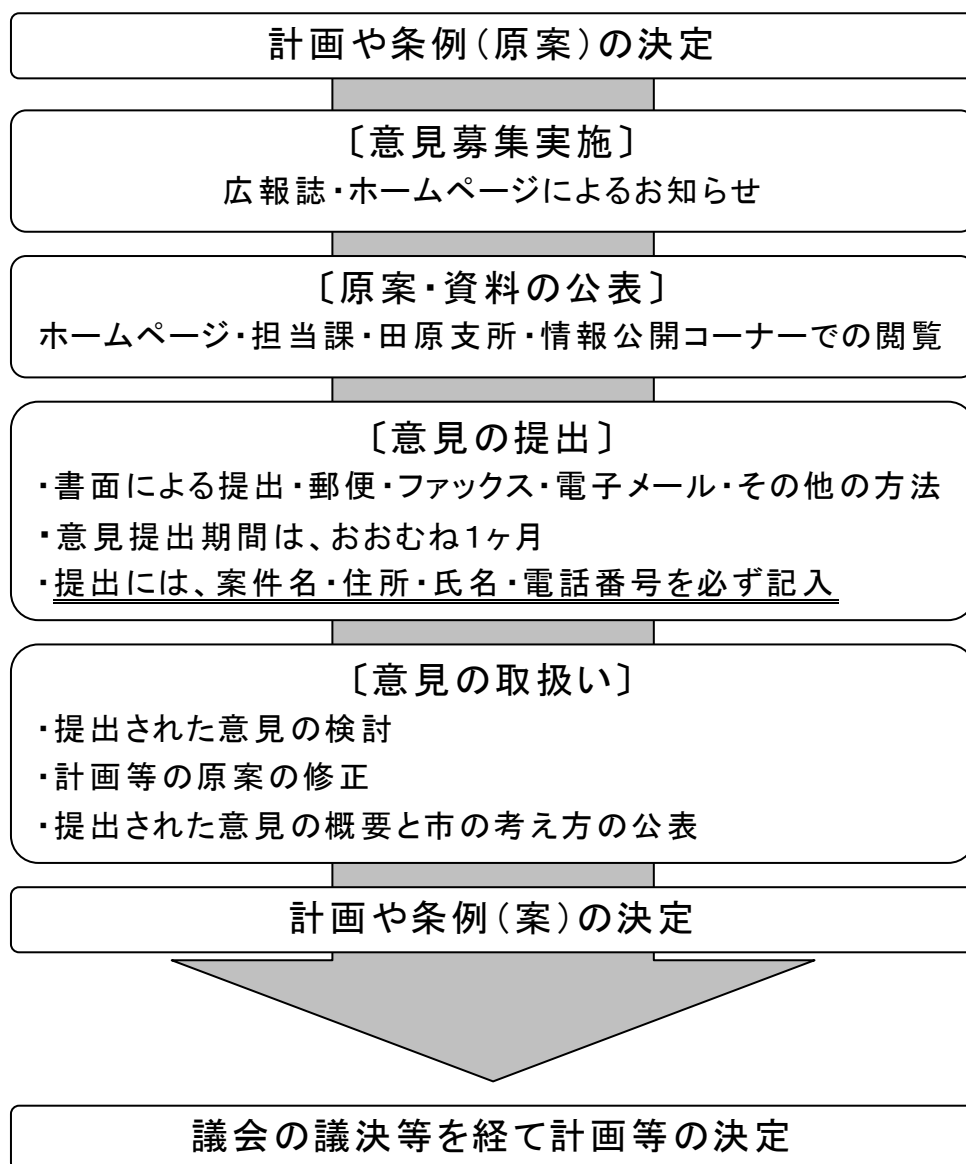


四條畷市意見公募手続要綱と運用

四條畷市では、これまで基本的な計画等を策定する場合に、市民のみなさまの意見を求めてきましたが、手続手法が統一されていませんでした。

今回、四條畷市意見公募手続要綱を策定し、意見公募手続を統一することにより、計画や条例の策定における公正の確保と透明性の向上を図ります。

意見公募手続のながれ



四條畷市意見公募手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進することを目的とする。

意見公募制度は、市民等の市政への参画を促進する方法の一つとして位置づけるものです。市の基本的な計画等の策定、改定又は廃止に当たり、市民等の意見を募集し、意見に対する市の考え方を公表することにより政策形成過程の公正の確保、透明性の向上を図ります。

(定義)

第2条 この要綱において「意見公募手続」とは、市の基本的な計画等の策定、改定又は廃止に当たって、その目的、趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらに対する市民等からの意見を考慮して、意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、本市の区域内に住所を有する者のほか、意見公募手続の対象となる事案について意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。

3 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

① 第1項関係

意見公募手続とは、市の基本的な計画等を策定、改定又は廃止するときに、事前に原案等を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、市民の視点に立った計画や条例づくりをめざすとともに、市の意思決定の説明責任を果たすための一連の手続をいいます。

② 第2項関係

この手続における「市民等」には、市内在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人、法人等をはじめ、この手続に関係する利害関係者を含みます。

③ 第3項関係

「実施機関」については、全庁をあげて取り組む姿勢を明確にするために議決機関の議会を除くすべてとします。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な施策に関する計画等

(2) 次に掲げる条例

ア 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象から除外することができるものとする。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(3) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求によるもの

(4) 法令等により、意見の提出その他意見公募手続に準ずる手続が定められているもの

① 第1項第1号関係

「市の基本的な施策に関する計画等」とは、総合計画やそれに基づいて定められる個別の計画や要綱をいい、名称は問いません。

② 第1項第2号関係

「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、市政についての基本方針・理念などを定めるものをいいます。

「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、市民に対し、具体的に「～しなければならない。」と義務を課したり、「～してはならない。」と制限したりするものです。ただし、行政内部にのみ適用されるものは、この手続の対象になりません。

「金銭の賦課徴収に関するもの」とは、分担金、使用料及び手数料の徴収並びに地方税の賦課徴収など、地方自治法第74条において直接請求の対象とされていないものについて、同法の趣旨に準じて、この要綱においても対象としないこととします。

③ 第2項第1号関係

「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、この手続に要する期間中にその効果が損なわれるなどの理由で手続を経る期間がない場合をいいます。

「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

第3条2項第1号の事例（軽微なもの除く）が発生した場合は、理由の公表等に努めるものとします。

④ 第2項第2号関係

「実施機関に裁量の余地がないと認められるもの」とは、策定、改定又は廃止の方法等について法令等で定められているものをいいます。

⑤ 第2項第3号関係

直接請求により提出された条例案は、市長が修正することができないため、手続の対象となり

ません。

⑥ 第2項第4号関係

計画等の策定、改定又は廃止に関し、法令等により、公告、縦覧、公聴会開催などの手続が定められているものをいいます。

(計画等の原案の公表)

第4条 実施機関は、前条の規定により意見公募手続の対象となる計画等の策定、改定又は廃止をしようとするときは、あらかじめ当該計画等の原案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の原案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の趣旨又は目的
- (2) 計画等の原案の概要
- (3) 計画等の原案に関連する資料

① 第1項関係

公表は、最終的な意思決定以前に行います。(条例など議会の議決を要するものにおいては、議会提案前に行います。)

② 第2項第3号関係

「計画等の原案に関連する資料」とは、次のようなものです。

- ・根拠法令
- ・計画の策定にあつては、上位計画の概要
- ・計画等の原案を作成するに際して整理した論点など

(計画等の原案の公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) その他実施機関が定める方法

事前に広報誌・ホームページで意見募集を行う旨のお知らせをします。また、計画等の原案・資料は、ホームページへ掲載するほか、担当課、田原支所、情報公開コーナー等に設置します。(意見の提出先や問合せ先は担当課になります。)

(意見の募集期間)

第6条 実施機関は、計画等の原案に対する市民等からの意見の募集期間を計画等の原案の公表の日からおおむね1年間として定めるものとする。

意見の提出期間は1ヶ月を原則とします。緊急のためこの期間を確保できない場合は、少

なくとも20日は確保するよう努めます。

(意見の提出方法)

第7条 意見は、当該計画等を所管とする実施機関に次に掲げる方法により提出するものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) F A X (ファクシミリ)
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見の提出に際しては、意見提出用紙に案件名、氏名、住所及び電話番号を記載するものとする。

① 第1項関係

意見の提出は文書に限ります。提出方法は、各号に掲げるとおりです。ただし、障がいのある方や高齢者等で文書又は電子媒体による提出が困難であるとの申出があった場合は、申出者が希望する他の方法(口頭、点字等)での意見提出を実施機関で検討のうえ、認めることも可能とします。

※使用する言語は日本語を原則とします。

② 第2項関係

意見の提出に当たって氏名等を記入していただくのは、意見に対して責任を持っていただくとともに、意見内容を確認する必要があるためです。

氏名等の記入のない提出意見に応答する義務は生じないものとします。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定、改定又は廃止を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の策定、改定又は廃止を行った後、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、四條畷市情報公開条例第8条各号に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見の概要に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の原案を修正したときは、その修正内容

3 次に掲げる意見については、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 個人又は法人の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれている意見
- (2) 賛否の結論のみを示した意見
- (3) 実施対象の内容に合致しない意見
- (4) 前条の規定に従わずに提出された意見

4 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された

意見を類似の意見ごとにまとめ、これに対する実施機関の考え方を公表するものとする。

5 第2項及び前項の規定による公表は、第5条に掲げる方法により行うものとする。

① 第1項関係

提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出意見を十分に考慮した上で判断し、考え方を公表することが意見公募手続制度の趣旨です。

② 第2項関係

結果の公表は、ホームページへの掲示のほか、担当課、田原支所、情報公開コーナー等に設置することにより行います。

③ 第3項第1号関係

意見は公表が原則ですが、個人又は法人等の権利利益を害する等の不適当な情報が含まれていると判断した事項については、その全部又は一部を公表しないことがあります。

④ 第3項第2号関係

意見公募制度は、原案に対しての賛否を問うものではありません。

賛否の結論だけを示した意見については、考え方を示しません。

⑤ 第3項第3号関係

提出意見が実施対象の内容に合致しないものには、考え方を示しません。

⑥ 第3項第4号関係

7条の規定に従わずに提出されたものには、考え方を示しません。

⑦ 第4項関係

提出された意見に対する提出者あての個別回答はしません。

コストや事務効率の点から類似する意見を、集約、整理して公表します。

⑧ 第5項関係

公表の方法は、計画等の公表と同じです。

⑨ 提出された意見は、1年を保存年限とし、経過後は適切に処理します。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続に関し必要な事項は、別に定める。

意見公募手続に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱に基づく意見公募手続は、平成19年4月1日以降に策定、改定及び廃止する計画等から行います。